

戸田市週休2日制工事实施要領

令和6年2月9日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、将来にわたる公共工事の品質及びその担い手の確保を図るための取組として、市が発注する週休2日制工事を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 月単位の週休2日

契約工期のうち、対象期間における全ての月で4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(2) 通期の週休2日

契約工期のうち、対象期間において、4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間 現場施工着手日から現場施工完了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(4) 現場施工着手 現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等、実際に現場作業に着手することをいう。

(5) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、建築工事における分離発注工事の場合は、各発注工事単位で閉所された状態をいうものとする。

(6) 現場閉所日 対象期間のうち現場閉所を行う日で、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所

日についても、現場閉所日に含めるものとする。

(7) 現場閉所率 現場閉所日の日数を対象期間の日数で除することにより算定する率をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事の対象は、工事の種別、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は除く。

- (1) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事
- (2) 緊急で行う災害復旧工事及び応急工事等
- (3) 単価契約方式による工事
- (4) 対象期間が1か月未満の工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、週休2日の実施が困難であると発注者が判断した工事

(発注方式)

第4条 週休2日制工事は、週休2日制工事に取り組むことを発注者が指定する方式により行う。

2 週休2日制工事の入札の執行に当たっては、入札公告又は指名通知書に週休2日制工事の対象である旨を明示するほか、別紙1に定める特記仕様書を設計図書に追加するものとする。

(経費の補正)

第5条 週休2日制工事は、別表1又は別表2に掲げる経費に月単位の週休2日に係る補正係数を乗じ、工事費を積算して設計額を作成する。

2 発注者は、現場施工完了後に現場閉所の達成状況を確認し、月単位の週休2日に満たない場合は、別表1又は別表2に掲げる補正係数を通期の週休2日に変更するものとし、通期の週休2日に満たない場合は、補正係数を除した契約変更を行うものとする。

(実施方法)

第6条 受注者は、現場施工着手前に週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を発注者に提出するものとする。

2 対象期間中における事務手続については、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場閉所を行う場合は、監督員に事前に電子メール等により現場閉所を行う旨を連絡するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ア 施工計画書に記載した法定休日又は所定休日の場合
- イ 会議等により監督員が事前に把握している場合
- ウ 戸田市の休日を定める条例（平成3年条例第17号）に定める市の休日

(2) 監督員は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等には速やかな対応に努める。

(3) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

3 現場施工完了後における事務手続については、次の各号のとおりとする。

(1) 受注者は、現場施工完了後、速やかに休日取得実績報告書（第1号様式）を提出するとともに、作業日報等の現場閉所を確認できる資料を提示し、現場閉所の達成状況について発注者の確認を受けるものとする。

(2) 発注者は、現場閉所の達成状況に応じて、前条第2項の規定に基づく契約変更を行う。

(3) 現場施工完了日が工期終期に近く、契約変更の手続きに要する期間を取れないおそれがある場合は、発注者と受注者の協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日を協議により決定し、これに基づき契約変更を行う。

（適正な工期の確保）

第7条 発注者は、週休2日の実施を考慮して、適切な工期を設定するものとする。また、前条第3項第2号の契約変更に係る手続に要する期間についても、同様に考慮するものとする。

2 週休2日の確保を理由とした工期の変更はできないものとする。ただし、工期の変更理由が次の各号に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行うものとする。

(1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工程の条件に変更が生じたとき。

(2) 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生したとき。

(3) 工事中止や工事一時中止により、全体工程に影響が生じたとき。

(4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じたとき。

(5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じたとき。

（工事成績評定）

第8条 発注者は、受注者が月単位の週休2日又は通期の週休2日を達成した場合は、戸田市工事検査実施要綱（平成29年8月2日市長決裁）第8条

の規定に基づき実施する工事成績評定の創意工夫に係る項目において、1点の加点を行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ別途協議するものとする。

2 事務の参考に、別紙2「週休2日制工事全体図」及び別紙3「週休2日制工事事務フロー」を添付する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日の前日までに告示又は指名通知したものについては、従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和6年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この要領による、改正後の戸田市週休2日制工事実施要領の規定は、施行日以後の単価を使用して積算する工事について適用し、施行日前の単価を使用して積算する工事については、なお従前の例による。

別表 1 (第 5 条関係)

補正係数 (土木積算体系を用いた工事)

経費	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
労務費	1. 0 4	1. 0 2
機械経費 (賃料)	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 3	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 5	1. 0 3

※ 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

※ 労務費分が明らかになっていない市場単価等については、補正の対象としない。

別表 2（第 5 条関係）

補正係数（建築積算体系を用いた工事）

経費	月単位の週休 2 日	通期の週休 2 日
労務費	1. 0 4	1. 0 2

※ 設計額のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費を補正する。

別紙 1 (戸田市週休 2 日制工事実施要領第 4 条関係)

週休 2 日制工事に係る特記仕様書

- 1 本工事は週休 2 日制工事の対象工事である。
- 2 週休 2 日制工事の実施は、戸田市週休 2 日制工事実施要領の定めによる。
なお、要領は戸田市総務部管財入札課のホームページから確認すること。

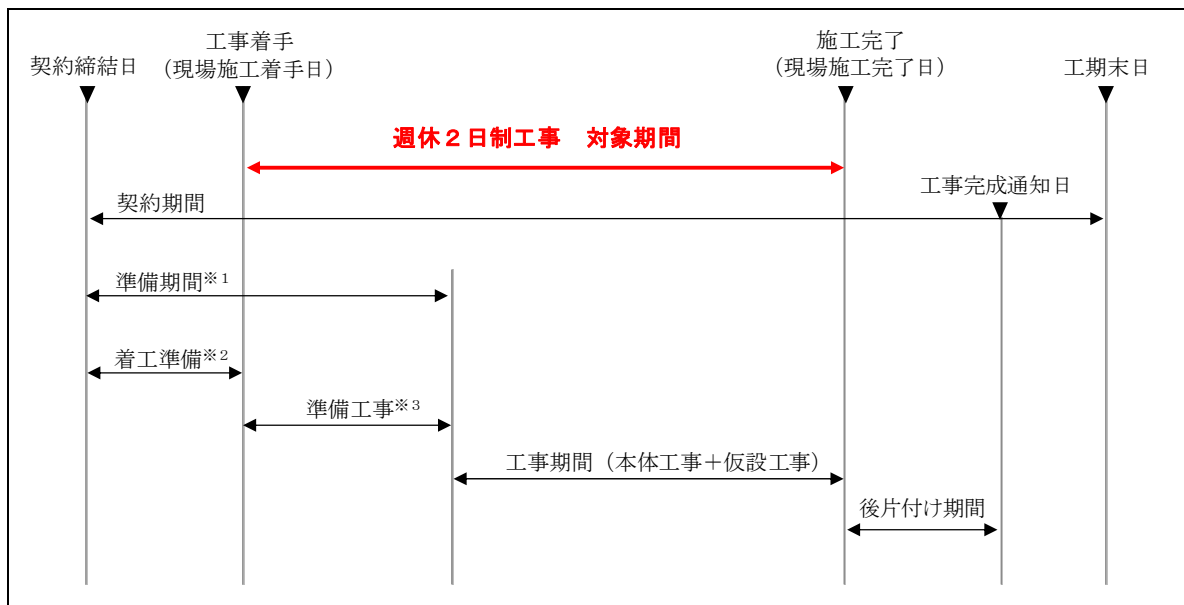
戸田市総務部管財入札課ホームページ

<https://www.city.toda.saitama.jp/> ※

※ 要領を掲載しているホームページアドレスを記入すること。

別紙 2

週休 2 日制工事全体図



- ※ 1 準備期間 労務、資機材の調達、調査、測量、現場事務所の設置等の期間
- ※ 2 着工準備 労務、資機材の調達等
- ※ 3 準備工事 本体工事の前に実施する調査、測量、現場事務所の設置等

週休2日制工事事務フロー

